

規則別表第1号

大人片道普通旅客運賃

運賃計算キロ程		運賃	運賃計算キロ程		運賃
キロ	キロ	円	キロ	キロ	円
1	～ 3	180	53	～ 56	1,050
4		210	57	～ 60	1,120
5	～ 7	250	61	～ 64	1,190
8		270	65	～ 68	1,270
9	～ 12	330	69	～ 72	1,320
13	～ 16	400	73	～ 76	1,380
17	～ 20	460	77	～ 80	1,430
21	～ 24	510	81	～ 85	1,500
25	～ 28	570	86	～ 90	1,550
29	～ 32	630	91	～ 95	1,610
33	～ 36	690	96	～ 100	1,670
37	～ 40	750	101	～ 110	1,760
41	～ 44	830	111	～ 120	1,860
45	～ 48	900	121	～ 130	1,950
49	～ 52	980	131	～ 143	2,050

規則別表第2号ア

1 箇月大人通勤定期旅客運賃

キロ程	運賃	キロ程	運賃	キロ程	運賃	キロ程	運賃	キロ程	運賃	キロ程	運賃
キロ	円	キロ	円	キロ	円	キロ	円	キロ	円	キロ	円
1	5,570	26	19,360	51	26,230	76	29,760	101	32,390	126	33,870
2	6,270	27	19,670	52	26,460	77	29,860	102	32,450	127	33,920
3	6,960	28	20,010	53	26,670	78	29,980	103	32,500	128	33,980
4	7,670	29	20,290	54	26,900	79	30,080	104	32,570	129	34,030
5	8,360	30	20,590	55	27,110	80	30,190	105	32,620	130	34,090
6	9,040	31	20,860	56	27,310	81	30,290	106	32,680	131	34,140
7	9,720	32	21,160	57	27,540	82	30,390	107	32,730	132	34,230
8	10,410	33	21,430	58	27,740	83	30,490	108	32,790	133	34,290
9	11,090	34	21,720	59	27,950	84	30,620	109	32,840	134	34,340
10	11,780	35	22,000	60	28,050	85	30,720	110	32,900	135	34,400
11	12,470	36	22,300	61	28,170	86	30,820	111	32,990	136	34,450
12	13,030	37	22,570	62	28,270	87	30,940	112	33,040	137	34,510
13	13,600	38	22,840	63	28,370	88	31,040	113	33,100	138	34,570
14	14,170	39	23,140	64	28,480	89	31,160	114	33,160	139	34,630
15	14,740	40	23,420	65	28,580	90	31,260	115	33,210	140	34,690
16	15,320	41	23,690	66	28,700	91	31,370	116	33,270	141	34,740
17	15,880	42	23,950	67	28,800	92	31,470	117	33,320	142	34,820
18	16,450	43	24,210	68	28,920	93	31,570	118	33,390	143	34,880
19	17,030	44	24,480	69	29,020	94	31,670	119	33,440		
20	17,350	45	24,730	70	29,120	95	31,800	120	33,500		
21	17,680	46	24,980	71	29,220	96	31,900	121	33,560		
22	18,030	47	25,250	72	29,350	97	32,000	122	33,630		
23	18,350	48	25,510	73	29,450	98	32,100	123	33,690		
24	18,690	49	25,770	74	29,550	99	32,210	124	33,740		
25	19,010	50	26,030	75	29,650	100	32,310	125	33,810		

規則別表第2号イ

1 箇月大人通学定期旅客運賃

キロ程	運賃	キロ程	運賃	キロ程	運賃	キロ程	運賃	キロ程	運賃	キロ程	運賃
キロ	円	キロ	円	キロ	円	キロ	円	キロ	円	キロ	円
1	1,450	26	5,560	51	7,460	76	8,730	101	9,800	126	10,870
2	1,840	27	5,640	52	7,520	77	8,770	102	9,840	127	10,910
3	2,250	28	5,730	53	7,570	78	8,830	103	9,880	128	10,950
4	2,580	29	5,830	54	7,620	79	8,870	104	9,940	129	11,000
5	2,890	30	5,910	55	7,670	80	8,910	105	9,980	130	11,050
6	3,220	31	5,990	56	7,740	81	8,950	106	10,020	131	11,090
7	3,530	32	6,070	57	7,790	82	9,000	107	10,060	132	11,130
8	3,680	33	6,140	58	7,840	83	9,040	108	10,110	133	11,170
9	3,810	34	6,210	59	7,900	84	9,080	109	10,150	134	11,220
10	3,950	35	6,280	60	7,950	85	9,120	110	10,190	135	11,260
11	4,080	36	6,370	61	8,000	86	9,160	111	10,230	136	11,300
12	4,200	37	6,450	62	8,050	87	9,200	112	10,270	137	11,340
13	4,310	38	6,520	63	8,100	88	9,240	113	10,310	138	11,380
14	4,410	39	6,590	64	8,150	89	9,280	114	10,350	139	11,420
15	4,510	40	6,660	65	8,200	90	9,320	115	10,390	140	11,460
16	4,620	41	6,730	66	8,280	91	9,390	116	10,430	141	11,500
17	4,740	42	6,810	67	8,330	92	9,430	117	10,500	142	11,570
18	4,840	43	6,890	68	8,380	93	9,470	118	10,540	143	11,610
19	4,940	44	6,960	69	8,430	94	9,510	119	10,580		
20	5,050	45	7,030	70	8,480	95	9,550	120	10,620		
21	5,130	46	7,100	71	8,520	96	9,590	121	10,660		
22	5,210	47	7,200	72	8,560	97	9,630	122	10,700		
23	5,310	48	7,270	73	8,600	98	9,670	123	10,740		
24	5,400	49	7,340	74	8,650	99	9,720	124	10,780		
25	5,480	50	7,410	75	8,690	100	9,760	125	10,830		

規則別表第3号ア

1 箇月大人通勤定期旅客運賃加算額

(1) 知多新線

(単位：円)

運賃計算キロ程	1～3キロ	4～6キロ	7～9キロ	10～12キロ	13～15キロ	16～18キロ
加算額	760	1,200	1,660	2,100	2,420	2,760

(2) 豊田線

(単位：円)

運賃計算キロ程	1キロ	2キロ	3キロ	4キロ	5キロ	6キロ	7～8キロ
加算額	650	780	930	1,100	1,220	1,390	1,520

運賃計算キロ程	9キロ	10キロ	11キロ	12キロ	13キロ	14キロ	15～18キロ
加算額	1,580	1,730	1,870	1,980	2,090	2,190	2,300

(3) 羽島線

(単位：円)

加算額	1,070
-----	-------

(4) 空港線

(単位：円)

運賃計算キロ程	1～2キロ	3キロ	4～5キロ
加算額	1,040	1,730	2,760

規則別表第3号イ

1 箇月大人通学定期旅客運賃加算額

(1) 知多新線

(単位：円)

運賃計算キロ程	1～3キロ	4～6キロ	7～9キロ	10～12キロ	13～15キロ	16～18キロ
加算額	220	390	560	710	810	950

(2) 豊田線

(単位：円)

運賃計算キロ程	1キロ	2キロ	3キロ	4キロ	5キロ	6キロ	7～8キロ
加算額	140	220	300	380	440	500	560

運賃計算キロ程	9キロ	10キロ	11キロ	12キロ	13キロ	14キロ	15～18キロ
加算額	600	630	650	660	670	700	730

(3) 羽島線

(単位：円)

加算額	340
-----	-----

(4) 空港線

(単位：円)

運賃計算キロ程	1～2キロ	3キロ	4～5キロ
加算額	350	570	910

危険品

品目番号	危険品の品目	適用除外の物品
1	<p>火薬類</p> <p>(1) 火薬                      ア 黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬                      イ 無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬                      ウ 過塩素酸塩を主とする火薬                      (2) 爆薬                      ア 雷こう、その他の起爆薬                      イ 硝安爆薬                      ウ 塩素酸カリ爆薬                      エ カーリット                      オ その他の硝酸塩、塩素酸塩または過塩素酸塩を主とする爆薬                      ヘ 硝酸エステル                      ト ダイナマイト類                      チ ニトロ化合物とこれを主とする爆薬                      (3) 火工品                      雷管、実包、空包、信管、火管、導線、雷管又は火管付薬きょう、火薬または爆薬を装てんした弾丸類、星火を発する榴弾、救命索発射器用ロケット、その他の火工品</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。</p> <p>(1) 銃用火薬で、容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの。                      (2) 振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納しまたは銃用雷管又は銃用雷管付薬きょうで400個以内のもの。                      (3) 銃用実包または銃用空包で弾帯または薬こうにそう入しまたは振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納し200個以内(銃技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包または拳銃用実包にあっては800個以内)のもの</p>
2	<p>高压ガス</p> <p>(1) 圧縮ガス                      アセチレンガス、天然ガス、水素ガス、硫化水素ガス、一酸化炭素ガス、石炭ガス、水性ガス、空気ガス、アンモニアガス、塩素ガス、酸素ガス、窒素ガス、炭酸ガス(二酸化炭素)、重酸化窒素ガス(笑気ガス)、ホスゲンガス、オゾン、ヘリウム、アルゴン、ネオンガス、その他圧縮ガス及びその製品                      (2) 液化ガス                      液体空気、液体窒素、液体酸素、液体アンモニア、液体塩素、液化プロパン、液体炭酸、液体亜硫酸、フロン-12、フロン-22、液化シアン化水素(液体青酸)、塩化エチル、塩化メチル(メチルクロライド)、液化酸化エチレン、塩化ビニルモノマ、液体メタン、その他の液化ガス及びその製品</p>	<p>次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、中身が漏れることを防ぐための適当な方法で保護してあるものに限る。</p> <p>(1) 医療用または携帯用酸素容器に封入した酸素ガスで2本以内のもの。                      (2) 消火器内に封入した炭酸ガスで2本以内のもの。                      (3) 日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な高压ガスを含む製品で、2リットル以内のものまたは容器・荷造ともの重量が2キログラム以内のもの。</p>

品目 番号	危険品の品目	適用除外の物品
3	マッチと 軽火工品  (1) マッチ 安全マッチ、硫化リンマッチ、 黄リンマッチ (2) 軽火工品 導火線、電気導火線、信号えん 管、信号火せん、発煙信号かん(発 煙筒を含む。)、発煙剤、煙火、 がん具煙火、競技用紙雷管(大形 紙雷管を含む。)、がん具用軽火 工品、始動薬、冷始動薬(始動栓、 発火薬または着火器ともいう。)、 冷始動発熱筒、始発筒その他の 軽火工品	次の各号に掲げる物品は、手回り 品として車内に持ち込むことができ る。 (1) 安全マッチで、容器・荷造とも の重量が3キログラム以内のもの。 (2) 導火線または電気導火線で容器・ 荷造とも重量が3キログラム以 内のもの (3) がん具煙火、競技用紙雷管及び その他のがん具用軽火工品で、容 器・荷造とも重量が1キログラ ム以内のもの (4) 信号えん管及び信号火せんで実 重量が500グラム以内のもの (5) 始動薬、冷始動薬、冷始動発熱 筒で、容器・荷造とも重量が3 キログラム以内のもの
4	油紙、油布類  (1) 油紙、油布とその製品 (2) 擬ウールじゅうとその製品 (3) 動植物油脂ろうを含有するそ の他の動植物性繊維	容器・荷造とも重量が5キログ ラム以内のものは、手回り品として 車内に持ち込むことができる。
5	可燃性液体  (1) 鉱油原油、揮発油、ソルベント ナフタ、コールタール軽油、ベン ゼン(ベンゾール)、トルエン (トルオール)、キシレン(キシ ロールまたはザイロール)、メタ ノール(メチルアルコールまたは 木精)、アルコール(変性アルコ ールを含む。)、アセトン、二硫 化炭素、酢酸ビニルモノマ、エー テル、コロジオン、クロロシラン、 アセトアルデヒド、パラアルデヒ ド、ジエチルアルミニウム、モノ クロライド、モノメチルアミン、 トリメチルアミンの水溶液、ジメ チルアミン、ピリジン、酢酸アル ミ、酢酸エチル、酢酸メチル、義 酸エチル、プロピルアルコール、 ビニルメチルエーテル、臭化エチ ル(エチルブロマイド)、酢酸ブ チル、アルミアルコール、ブタノ ール(ブチルアルコール)、フー ゼル油、松根油、テレピン油(松 精油)、灯油(石油)、軽油(ガ ス油)、重油(バンカー油、ディ ーゼル重油)、その他の可燃性	日常の用途に使用する小売店等で 通常購入可能な可燃性液体を含む製 品(揮発油等の可燃性液体そのもの は除く。)で、2リットル以内のも のまたは容器・荷造とも重量が2 キログラム以内のものは、手回り品 として車内に持ち込むことができ る。ただし、中身が漏れることを防ぐた めの適当な方法で保護してあるもの に限る。

品目 番号	危険品の品目		適用除外の物品
5	可燃性液体	液体及びその製品（ベンキ等） (2) ニトロベンゼン（ニトロベンゾール） (3) ニトロトルエン（ニトロトルオール）	
6	可燃性固体	金属カリウム、金属ナトリウム（金属ソーダ）、カリウムアマルガム、ナトリウムアマルガム、マグネシウム（粉状、箔状又はひも状のものに限る。）、アルミニウム粉、黄リン、硫化リン、ニトロセルロース、硝石（硝酸カリウム）、硝酸アンモニウム（硝酸アンモンまたは硝安）、ピクリン酸、ジニトロベンゼン、ジニトロナフタリン、ジニトロトルエン、ジニトロフェノール、その他の可燃性固体及びその製品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な可燃性固体を含む製品で、容器・荷造とも重量が2キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
7	吸湿発熱物	ハイドロサルハイト、生石灰（酸化カルシウム）、低温焼成ドロマイト、リン化カルシウム、カーバイド（炭化カルシウム）	乾燥した状態のカーバイドで、破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
8	酸 類	(1) 強酸類 硝酸、硫酸、塩酸、塩化スルホン酸（塩化スルフルルを含む。）、沸化水素酸 (2) 薬液を入れた鉛蓄電池	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 酸類で、密閉した容器に収納しかつ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの (2) 薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの
9	酸 化 腐 しょく 剤	塩素酸カリウム、塩素酸バリウム（塩酸バリウム）、塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）、過塩素酸アンモニウム（過塩素酸アンモン）、塩化リン、過酸化ナトリウム（過酸化ソーダ）、過酸化バリウム、晒粉、臭素（プロム）、塩素酸カルシウム、塩素酸銅、塩素酸ストロンチウム、過塩素酸カリウム、過塩素酸ナトリウム、過酸化亜鉛、過酸化カルシウム、過酸化マグネシウム、過酸化アンモニウム、過硫酸アンモニウム、過硫酸カリウム、過硫酸ナトリウム、臭化ベンジル、青臭化ベンジル、塩	



品目 番号	危険品の品目		適用除外の物品
9	酸化 腐しよく剤	化アセトフェノン(クロルアセトフェノン)、ジニトロソレゾルシン鉛、パラトルオールスロホタロリット、四塩化チタン、三酸化クローム(無水クロム酸)、過酸化ベンゾイル、シリコンAC87、その他の酸化腐しよく剤及びその製品	
10	揮散性 毒物	硫酸ジメチル(ジメチル硫酸)、フェロシリコン、塩化硫黄、クロルピクリン、四エチル鉛、クロロホルム、ホルマリン、メチルクロライド、液体青酸、その他の揮散性毒物	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) クロロホルム、ホルマリン及び液体青酸で、密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの (2) 揮散性毒物のうち試薬として用いるもので、容器・荷造とも重量が3キログラム以内のもの
11	放射性物質	核燃料物質、放射性同位元素(ラジオ・アイソトープ)	
12	セルロイド類	セルロイド素地、セルロイドくず、セルロイド製品及び同半成品	日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能なセルロイド製品で、実重量が300グラム以内のものは、手回り品として車内に持ち込むことができる。
13	農薬	銅剤、水銀剤、硫黄剤、ホルマリン剤、ジネブ剤、石灰剤、砒素剤、除虫菊剤、ニコチン剤、デリス剤、BHC剤、DDT剤、アルカリ剤、鉱油剤、クロールデン剤、燐剤、浮塵子駆除油剤、DN剤、燻蒸剤、殺鼠剤、除草剤、展着剤	次の各号に掲げる物品は、手回り品として車内に持ち込むことができる。 (1) 農業取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受けないもの。 (2) 拡散用高压容器に封入した農薬で2本以内のもの

(備考) この表において、「実重量が何グラム以内」の例により表示された重量は、その内容物の実重量を示すもので、容器・荷造等の重量は含まない。

規則別表第5号

易損品及び貴重品

適用品目	
1	易損品 ガラス製品、電気製品などのこわれやすいもの
2	貴重品
(1)	現金
(2)	株券、債券、印紙などの有価証券類
(3)	金、銀、白金などの貴金属類
(4)	ダイヤモンドなどの宝石類
(5)	美術品、骨董品